附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に交付し、発し、又は送付したこの省令による改正前の特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程第一号書式から第四号書式までの書式（次項において「旧書式」という。）による書類は、この省令による改正後の特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程第一号書式から第四号書式までの書式による書類とみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧書式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

備考　この表中［　］の記載は注記である。

第四号書式（第九条の二関係）

延滞金等組入命令書

第　　号

科　　目	金　　額
（款）	円
（項）	
（目）	

振替先

上記の金額を　　年　　月　　日までに　　に払い込まれたい。

年　　月　　日

（特別調達資金出納命令官又は特別調達資金出納官吏）　殿

（特別調達資金会計官又は分任特別調達資金会計官）官職氏名［　］

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

第四号書式（第九条の二関係）

延滞金等組入命令書

第　　号

科　　目	金　　額
（款）	円
（項）	
（目）	

振替先

上記の金額を　　年　　月　　日までに　　に払い込まれたい。

年　　月　　日

（特別調達資金出納命令官又は特別調達資金出納官吏）　殿

（特別調達資金会計官又は分任特別調達資金会計官）官職氏名［印］

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。